

感染症拡大防止のため、事業やイベントが中止・変更になる可能性があります。

保育園児の2次募集を行います

2/1～2/10

お問い合わせ/こども育成室利用担当
(TEL918-5093 FAX918-5650)

保育施設の4月入所について、1次募集の結果、定員に満たない施設や、新規開設園などを対象に2次募集を行います。

対象／①1次募集で内定しなかった人で、希望施設の追加・変更を希望する人
②新しく保育施設への入所や転園を希望する人

申し込み／①は通知書に同封の届出書、②は申込書(市役所、あかし総合窓口などで配布)に必要書類を添えて、2月10日までにこども育成室利用担当(〒673-8686 市役所議会棟 1階)へ郵送(必着)または持参 ※要本人確認書類、①はファクシミリ、ホームページでも申し込み可



臨時相談窓口を開設します！ 3日(木)・8日(火)は夜8時まで延長 6日(日)も開設

日時/2月1日(火)～4日(金)、6日(日)～10日(木) 午前9時～午後5時

※3日(木)、8日(火)は午後8時まで受け付け 場所/こども育成室(市役所議会棟1階)

2/1 (火)	2/2 (水)	2/3 (木)	2/4 (金)	2/5 (土)	2/6 (日)	2/7 (月)	2/8 (火)	2/9 (水)	2/10 (木)
9:00～ 17:00	9:00～ 17:00	9:00～ 20:00	9:00～ 17:00	休み	9:00～ 17:00	9:00～ 17:00	9:00～ 20:00	9:00～ 17:00	9:00～ 17:00

税の申告を受け付け 3/15まで

お問い合わせ/市民税課
(TEL918-5013 FAX918-5104)

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため郵送での申告を推奨します

市・県民税の申告期限は、3月15日です。令和3年度の市・県民税の申告書を提出された人については、令和4年度の申告書を2月上旬に送付予定です。新たに申告書が必要な人はお問い合わせを。



【市役所相談窓口】

日時/2月1日(火)～3月15日(火)午前8時55分～正午、午後1時～5時40分(土・日曜日、祝日除く)

場所/市民税課窓口(西庁舎1階1番窓口)

【出張申告相談会場】

場所・日時/

- ①あかし総合窓口=2月3日(木)、4日(金)
- ②大久保市民センター=2月15日(火)、16日(水)
- ③魚住市民センター=2月17日(木)、18日(金)

④二見市民センター=2月8日(火)、9日(水) いずれも午前9時30分～正午、午後1時～4時 ※氏名が「あ」行～「さ」行の人は午前、「た」行～「わ」行の人は午後にお越しください。また、市役所・あかし総合窓口・各市民センターでの確定申告書の預かりや確定申告相談は行いませんのでご注意ください。 ※窓口に来られる際は公共交通機関をご利用ください

2022年1月1日現在、市内に居住し、次のいずれかに該当する人は市・県民税の申告が必要です。(所得税の確定申告書を提出する場合は除く)

- ①営業・農業・不動産・配当(上場株式などに係る申告不要制度を選択した場合は除く)・一時・雑・譲渡などの所得があった人
- ②給与所得者で、勤務先から給与支払報告書が明石市に提出されていない人や、給与以外の所得があった人(給与以外の所得が20万円以下の人は所得税の確定申告をする必要はありませんが、市・県民税の申告が必要です)
- ③公的年金などの受給者で、ほかに所得があった人(公的年金などの収入金額が400万円以下で、かつ、公的年金などに係る雑所得以外の所得金額が20万円以下の人は所得税の確定申告をする必要はありませんが、市・県民税の申告が必要です)

◆ご注意ください◆

- ▶公的年金などの源泉徴収票に記載されていない社会保険料(個人納付の国民健康保険料、国民年金保険料など)や生命保険料、地震保険料の支払いがある場合には、申告により控除される場合があります。
- ▶ふるさと納税ワンストップ特例制度を申請した人が確定申告や市・県民税の申告を行った場合、特例制度が無効になります。申告する場合は、ふるさと納税についても申告が必要です。
- ▶医療費控除を申告する場合は、「医療費控除の明細書」の添付が必要です。領収書では、医療費控除の申告はできません。なお、健康保険組合などから発行された医療費通知(医療費のお知らせ)を添付すると、明細書の記入を一部省略できます。



2022年4月から利用できる 障害者優待乗車券を交付

障害福祉課(TEL918-5160 FAX918-5244)

2022年4月から新たに対象となる人など、申請が必要な人には2月11日ごろに申請書を郵送します。必要事項を記入し、申請書を返送してください。

内容/次の①～③から1つ選択

- ①バス共通優待乗車証(介護付き)
- ②福祉タクシー利用券
- ③単独バス共通特別乗車証(本人のみ)

※優待乗車券は3月下旬に郵送予定。対象となる障害種別・程度により選択できない場合あり。敬老優待乗車券や高齢者通院支援タクシー利用券との重複交付不可

申し込み/必要事項を記入し、2月22日(必着)までに障害福祉課(〒673-8686 市役所本庁舎1階)へ返送

※2021年度に交付済の人は申請書の提出不要。2021年度に交付された乗車券と異なるものを希望する人は同課までご連絡を。また、精神障害者保健福祉手帳の有効期限が過ぎていて、更新の手続きをしていない人は交付対象にはならないため、更新の手続きをしてください

確定申告会場のお知らせ 2/16～3/15

明石税務署(TEL921-2261)

日時/2月16日(水)～3月15日(火) 午前9時～午後4時 ※土・日曜日・祝日を除く、ただし2月20日(日)・27日(日)は開設 場所/明石税務署(前年から変更) ※前年のあかし保健所では申告相談を行っておりません。税務署の駐車場は確定申告の間閉鎖していますので公共交通機関で来場を。来場の際、マスクの着用と筆記用具・計算用具が必要。感染症対策のため、入口で入場整理券の配布を行います。また早めに受付終了する場合あり。

▶パソコン・スマホから自宅で確定申告を!

国税庁ホームページで申告書の作成・送信ができます。郵送も可。感染症拡大防止のため、自宅での申告書作成にご協力ください。



確定申告はこちら

【要介護者】おむつ代医療費控除・ 【高齢者】障害者控除申請を受け付け

6か月以上寝たきりでおむつの必要性を認められた人や障害者に準ずる高齢者は、所得税や市・県民税の申告の際に控除を受けることができます。

▶寝たきり要介護者のおむつ代 医療費控除

対象/6か月以上寝たきりで、医師におむつの必要性を認められ、介護保険の要介護認定を受けている人 ※医師の「おむつ使用証明書」が必要。ただし、介護保険の要介護認定を受け、おむつ代の医療費控除を受けるのが2年目以降で、医師の同意があるなどの一定の要件にあてはまれば、医師の証明に代わる書類を市で発行可

お問い合わせ/高齢者総合支援室審査係(TEL918-5091 FAX919-4060)

▶高齢者の障害者控除対象者に認定書を交付

対象/介護保険の要介護(支援)認定を受けている65歳以上の人(本人や本人を扶養している親族に所得税や市・県民税が課税されている場合に限る)。申請後、審査のうえ該当者には障害者控除対象者認定書を交付(所得税・市県民税の控除にのみ使用可)。

お問い合わせ/申請=高齢者総合支援室高年福祉係(TEL918-5288 FAX918-5106)、税の申告手続き=市民税課(TEL918-5013 FAX918-5104)

傍聴者募集

▶総合教育会議

日時/2月22日(火)午後2時15分～ 場所/市役所議会棟2階大会議室 定員/10人 申し込み/SDGs推進室(TEL918-5010 FAX918-5101) seisaku@city.akashi.lg.jpで先着順に受け付け